

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本務第358号

平成15年4月16日

宮城県警察本部長

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

寄附受納の事務の取扱いについて(通達)

寄附受納については、既に通達等により適正に事務処理してきているところであるが、このたび「教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和51年宮城県規則第60号。以下「補助執行規則」という。）」の一部改正（平成15年4月1日施行）により、新たに警察本部長が補助執行する事務として物品の寄附受納に関する事務が追加されたことから、今後は本通達により取り扱うこととしたので、遺漏のないよう留意されたい。

なお、寄附は従前どおり、真に必要なやむを得ず受けようとする場合であって、以下の留意事項に該当し、調査事項等に不適事項がない場合にのみ受納が可能になるものである。

また、「寄付受納の事務の取扱いについて(通達)」(昭和46年8月20日付け宮警本会第583号、宮警本務第2031号)については廃止する。

記

1 改正の理由

(1) 補助執行規則の一部改正

これまでは、物品の寄附受納に関する警察本部長の権限についての規定はなかったが、今回の一部改正により1件500万円未満の範囲内の権限が警察本部長の補助執行及び専決事項とされた。

(2) 旧通達では警察本部長が寄附受納できる限度額が50万円未満の物品に限られていた。

2 寄附受納の基本的留意事項

(1) 寄附は寄附者から自発的に行われるものであるため、警察として予算の措置等がなく警察活動に支障を来すなど、真にやむを得ない事情があり、かつ、受納することにより弊害が生じない場合に限ること。

(2) 前記により、何ら弊害がないと認められ、寄附を受けようとする場合であっても次の点を調査し、事前に本部長の承認を要するものとする。

ア 寄附者の寄附行為が真に寄附者の自発的な意思に基づくものであるかどうか、また直接、間接を問わず警察が寄附を求めているように誤解される点はないか。

イ 寄附者、発起人等寄附申込みの関係者が、警察業務運営上疑惑を持たれ、又は問題を起こすおそれのある者ではないか。

ウ 不要不急又は必要限度を超えたものではないか。

エ 何人の名義であっても寄附金を一般住民に割り当てるような印象を与えるものではないか。

3 警察本部長への承認申請

所属長は、物品寄附申込書（様式第1号）若しくは財産寄附申込書（様式第2号）を受理しようとするとき又は口頭により寄附申込みの意思が伝えられたときは、あらかじめ

め所要の事項を調査し、物品寄附受納承認申請書（様式第3号）又は財産寄附受納承認申請書（様式第4号）により警察本部長の承認を受けること。

なお、承認を受けるにあたっては、事前に関係所属等との調整を図り支障が生じないよう留意すること。

4 受納手続

(1) 所属長への承認可否の通知

警察本部長に対し所属長から承認申請のあった寄附については、受納の可否を決定し、所属長へ通知するものとする。所属長はこの通知に基づき寄附者に対して所要の手続を進めるものとする。

(2) 寄附の受納

ア 物品関係

(ア) 警察本部等の所属に対する寄附

警察本部及び仙台市警察部の所属並びに警察学校に対する寄附申込みが承認された場合で、1件500万円未満の物品の寄附受納事務はすべて警察本部長の専決により行うが、この額を超えるものについては知事の決裁を受けるものとする。

なお、警察本部長専決に係るものであっても、受納によって「維持経費が伴うもの」、「予算要求中の物品と重複する」等の場合は、県財政課長の合議を要することとなる。

(イ) 警察署に対する寄附

警察署に対する物品の寄附申込みが承認された場合で、1件50万円未満のものを受納するときは、警察署長において受納事務を行う。ただし、1件50万円以上500万円未満のものについては警察本部長が、1件500万円以上のものについては知事において受納事務を行うこととなるので、寄附申込書等について本部警務課長を経由して進達するものとする。

(ウ) 寄附により物品を取得した場合は、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第151条の規定により物品管理者等に通知するとともに、県有物品として適正に管理するものとする。

イ 財産関係

寄附申込みが承認された場合で、1件2千万円未満の財産の寄附受納事務はすべて警察本部長が行うが、この額を超えるものについては知事が、1件1億5千万円以上の場合又は負担条件付の場合には県議会の承認を要することとなる。

なお、寄附により財産を取得した場合は、公有財産規則（昭和39年宮城県規則第8号）等に基づき県有財産として適正に管理するものとする。

様式第1号

年 月 日

宮城県知事 殿

寄附者 住所
氏名

物品寄附申込書

次の物品を寄附したいから受納してください。

品名	規格	数量	単価	金額	備考
寄附の条件					

様式第2号

財産寄附申込書

年 月 日

宮城県知事殿

寄附者 住所
氏名

下記のとおり財産を寄附したいので受納してください。

記

1 寄附する財産

- (1) 所在
- (2) 区分 土地 建物 工作物
- (3) 種目（構造）
- (4) 面積（数量）
- (5) 見積額（取得価格）

2 寄附の目的又は条件

添付図書

- (1) 土地の場合 位置図、一般平面図、地形図、求積図、不動産登記簿謄本（登記済証（写））等
- (2) 建物及び工作物の場合 位置図、配置図、平面図、構造図、不動産登記簿謄本（登記済証（写））等

様式第 3 号

第 号
年 月 日

宮城県警察本部長 殿

所 属 長 名

物 品 寄 附 受 納 承 認 申 請 書

寄附の目的とその適否	
寄附申込物品の品名、規格、 評価額等	
寄附申込者の住所、職業、氏 名、資力の程度（団体の場合 はその種類及び事業内容）及 び経歴の概要	
受納後の用途又は利用計画	
寄附申込みに至った経緯	
受納しても弊害がないこと を調査した資料	
寄附受納に伴い必要となる 維持費等（負担区分）	
受納についての所属長意見 及び希望事項	
その他参考事項	

宮城県警察本部長 殿

所 属 長 名

財 産 寄 附 受 納 承 認 申 請 書

寄附申請物品の所在	
寄附受納しようとする物件	土 地--- 地 目 地 積 価 格 建 物--- 構 造 面 積 価 格 工 作 物--- 構 造 面 積 価 格
寄附申し出者の住所・氏名	法人にあっては名称及び代表者名
寄附行為について直接間接を問わず警察が表面に出るおそれの有無	
寄附者の自発的な行為によるものであるか	
寄附申込みに至った経緯	
警察運営上必要とされる限度を超えた規模のものではないか	
寄附申込者又は発起人等の寄附関係者が警察運営上弊害を生ずるおそれの有無	過去、現在における関係と、警察運営上弊害を生ずるおそれがないか。
寄附受納しようとする物件に付されている特殊義務の有無	条件付寄附ではないか。 土地、建物に抵当権等特殊義務が付されていないか。
寄附受納しようとする物件の利用計画	
受納についての所属長意見	
参考事項	

添付書類

- 土 地 法務局備付図面の写し、登記簿謄本、位置図、実測図、評価調書（公有財産規則、様式第 3 号）
- 建 物 登記簿謄本、位置図、配置図、建物図面、評価調書（新築の場合は、見積書類）、建物敷地が借地である場合は、所有者の使用承諾書
- 工 作 物 関係図面、評価調書（新設の場合は見積書類）、相手方が公共団体、その他の法人であって財産の処分について、議決機関の議決を要するものであるときは、当該議決機関の議決又は当該監督官庁の許可若しくは認可があったことを証する書面